

(目的)

第1条 この条例は、ペット霊園の設置等が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるために必要な事項を定めるとともに、その利用者に提供する役務において講ずべき措置を定めることにより、良好な生活環境の保全及び利用者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 愛玩のために飼養される犬、猫その他の動物をいう。
- (2) 墳墓 ペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (3) 墓地 墳墓を設置するための区域をいう。
- (4) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵するための構造物をいう。
- (5) 火葬 ペットの死体(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものを除く。以下同じ。)を葬るために、これを焼くことをいう。
- (6) 火葬施設 火葬を行うための設備を有する施設(移動火葬車を除く。)をいう。
- (7) ペット霊園 墓地若しくは納骨堂、火葬施設又はこれらを併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己のペットのためのものを除く。
- (8) 移動火葬車 火葬を行うための設備を有する自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。)をいう。

(設置者等の責務)

第3条 業として、ペット霊園を設置し、若しくは管理する者又は移動火葬車を使用して火葬を業として行う者は、営業を行うに当たり、良好な生活環境の保全のために必要な措置を講じるとともに、利用者の心情に十分配慮しなければならない。

(土葬の禁止)

第4条 何人も、業として、ペットの死体を土中に葬ってはならない。

(設置等の許可)

第5条 ペット霊園を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた墓地の変更(単に縮小する場合を除く。)又は火葬施設の変更(第17条の軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可をするに当たり、条件を付することができる。この場合において付する条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(事前協議)

第6条 前条第1項又は第2項の許可(以下「設置等許可」という。)の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該申請をしようとする日(以下「申請予定日」という。)の3月前までに、規則で定めるところにより、事前協議書を提出し、設置等許可について市長と協議しなければならない。

(標識の設置)

第7条 前条の規定による事前協議書の提出をした申請予定者は、申請予定日の2月前までに、ペット霊園(ペット霊園の設置予定地を含む。)の区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより、当該申請に係るペット霊園の概要を示す標識を設置しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

3 第1項の標識は、次条第1項の説明会を開催するまでの間、設置しておかななければならない。

(説明会の開催等)

第8条 前条第2項の規定による届出をした申請予定者は、申請予定日の1月前までに、設置等許可に係る計画について、規則で定めるところにより、計画の予定地から100メートル以内の建物の使用者、管理者又は所有者に対し説明会を開催するとともに、ペット霊園に隣接する土地の所有者又は使用者と協議しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により実施した説明会又は協議の内容を、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

(許可の申請)

第9条 設置等許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(許可の基準)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係るペット霊園が次条及び第12条の基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(ペット霊園の設置場所の基準)

第11条 ペット霊園の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 墓地及び火葬施設が住宅(第9条の規定による申請後に建築の工事に着手したものを除く。)から100メートル以上離れていること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) ペット霊園を設置する者が当該土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものであること。

(ペット霊園の構造設備の基準)

第12条 ペット霊園の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 外部から墓地、納骨堂又は火葬施設を見通すことができないようにするための密植した垣根又は障壁が設けられていること。
- (2) 墓地に雨水その他の地表水が停滞しないようにするための排水施設が設けられていること。
- (3) 管理事務所並びにペット霊園の規模に応じた便所、給水設備及びごみ集積設備(当該ペット霊園の付近にある当該ペット霊園を設置し、又は管理する者が所有するこれらのものを含む。)が設けられていること。
- (4) 火葬施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 空気取入口及び煙突の先端以外に燃焼室内と外気とが焼却時に接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態で焼却できるものであること。
 - ロ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 - ハ 燃焼室内の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
 - ニ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
 - ホ 防音、防臭及び防じんについて、規則で定める十分な能力を有するものであること。

(工事の完了の検査等)

第13条 設置等許可を受けた者(以下「設置者」という。)は、当該許可に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が前2条の基準に適合していると認めたときは、設置者に対し、検査済証を交付するものとする。

3 設置者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該ペット霊園を使用してはならない。

(維持管理)

第14条 設置者は、第12条各号に掲げる基準に従い、設置等許可に係るペット霊園の構造設備を維持管理しなければならない。

(設置者の遵守事項)

第15条 設置者は、ペット霊園における役務の提供に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ペットの死体及び焼骨を丁寧に取り扱いとともに、衛生的に管理すること。
- (2) 利用者に対して、あらかじめ、利用の条件、手続及び料金、ペットの死体及び焼骨の取扱いの方法その他の役務の提供に関する事項について説明すること。
- (3) 利用者ごとに前号の事項に関する書類を作成し、当該利用者がペット霊園の利用を終えるまでの間当該書類を保管すること。

(地位の承継)

第16条 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により設置者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(軽微な変更の届出)

第17条 設置者は、ペット霊園に規則で定める軽微な変更をしたときは、当該変更をした日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(廃止の手続等)

第18条 ペット霊園の廃止(墓地又は納骨堂の規模の縮小を含む。以下同じ。)をしようとする者は、ペット霊園の廃止をしようとする日までに、利用者にその旨を説明するとともに、当該日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 ペット霊園の廃止をしようとする者は、納骨堂又は墳墓に存する焼骨を他の納骨堂又は墳墓に移すことその他の利用者の心情に配慮した対応をとらなければならない。

3 ペット霊園を廃止したときは、墳墓、納骨堂及び火葬施設を除去しなければならない。

(移動火葬車による火葬業の届出)

第19条 業として移動火葬車を使用して市内で火葬を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(移動火葬車の使用の制限等)

第20条 前条の規定による届出をした者(以下「移動火葬業者」という。)は、火葬を行うための設備が第12条第4号に掲げる基準に適合するものでなければ、当該設備を使用してはならない。

2 移動火葬業者は、市内で火葬を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 移動火葬車に、移動火葬業者の氏名(法人その他の団体にあっては、その名称)、連絡先及び前条の規定による届出をしている旨を、容易に確認できるよう、規則で定めるところにより表示すること。
- (2) 火葬を行う土地の所有者の同意を事前に得ること。
- (3) 近隣の住宅から十分に離れた場所で火葬を行うことその他の生活環境に影響を及ぼさないための対策を講じること。
- (4) 火葬が終了するまで移動火葬車の傍らで待機し、火葬を行うための設備を適正に管理すること。
- (5) 第15条第1号及び第2号に掲げる事項
(移動火葬業者の廃止等の届出)

第21条 移動火葬業者は、市内で火葬を行わなくなったとき又は規則で定める変更をしたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者若しくは移動火葬業者に対し、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にペット霊園若しくは移動火葬業者の事務所に立ち入り、必要な事項を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び命令)

第23条 市長は、設置者又は移動火葬業者が第5条、第11条、第12条、第15条、第18条又は第20条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

(許可の取消し)

第24条 市長は、次のいずれかに該当するときは、設置等許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により設置等許可を受けたとき。

(2) 前条第2項の規定による命令に違反したとき。

(禁止命令)

第25条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、当該ペット霊園若しくは移動火葬車の使用の禁止又は当該ペットの死体の除去を命ずることができる。

(1) 設置等許可を受けずにペット霊園を設置し、又は変更した者

(2) 第19条の規定による届出を行わずに移動火葬車を使用して市内で火葬を行った者

(3) 第4条の規定に違反した者

(公表)

第26条 市長は、第23条第2項又は前条の規定による命令に従わない者があるときは、その者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに当該命令の内容の公表を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその旨を通知し、その者が意見を述べ、又は証拠を提示する機会を与えなければならない。

(適用除外)

第27条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第4項に規定する墳墓にペットの焼骨を合葬する場合においては、同法第10条の規定による経営の許可を受けて設けられた墓地(同法附則第26条に規定する許可を受けたものとみなすものを含む。)の区域内に、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、次項、附則第5項及び第6項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にペット霊園を設置している者及びペット霊園の設置の工事を開始している者は、規則で定めるところにより、平成30年6月30日までに、市長に届け出なければならない。

3 前項の届出に係るペット霊園は、この条例の施行の日に第5条第1項の許可を受けたものとみなす。

4 前項の規定により許可を受けたものとみなされるペット霊園については、第11条及び第12条の規定は、適用しない。ただし、当該ペット霊園を設置している者は、当該ペット霊園をこれらの規定に適合させるよう努めなければならない。

- 5 附則第2項の規定による届出をした者は、当該ペット霊園に係る第5条第2項の許可を受けようとするときは、この条例の施行の日前においても、第6条から第8条までの規定の例により、これらの規定に規定する手続をすることができる。
- 6 この条例の施行の日以後にペット霊園を設置しようとする者は、当該ペット霊園に係る第5条第1項の許可を受けようとするときは、この条例の施行の日前においても、第6条から第8条までの規定の例により、これらの規定に規定する手続をすることができる。
- 7 この条例の施行の際現に業として移動火葬車を使用して市内で火葬を行う者は、規則で定めるところにより、平成30年7月31日までに市長に届け出なければならない。